

令和8年度 大学・高専機能強化支援事業

(支援1：学部再編等による特定成長分野への
転換等に係る支援)

「大規模文理横断転換枠」＜新規分＞

公募要領

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

1. 目的・背景	1	(1) 実施体制	12
(1) 目的	1	(2) フォローアップ	12
(2) 背景	1	7. 申請書等の提出	13
2. 事業について	3	(1) 公募スケジュール及び提出先について	13
(1) 申請対象	3	(2) 留意事項	14
(2) 選定件数	4	8. 助成金の交付等	14
(3) 助成期間	4	(1) 助成金の交付	14
(4) 助成額等	4	(2) 助成金の執行に関する留意事項 ..	15
(5) 留意事項	7	(3) 助成金における不正等への対応 ..	15
3. 申請資格・要件等	8	(4) 申請要件の未達等について	16
(1) 申請者等	8	9. その他	16
(2) 申請可能件数	8	(1) 助成事業の公表等	16
(3) 申請資格	9	10. 問合せ先	16
(4) 申請要件	9	(別添1：フェーズ2の助成金の額の算定	
4. 申請書の作成	11	フロー)	17
(1) 申請書等	11	(別添2：ダブルメジャー取組について)	
(2) 資金計画	11	19
(3) その他	11	(別添3：経費の使途可能範囲)	20
5. 選定方法等	12		
(1) 審査手順	12		
(2) 委員会による意見	12		
6. 事業の実施と評価等	12		

令和8年度 大学・高専機能強化支援事業
(支援1：学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援)
「大規模文理横断転換枠」
公募要領

大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野¹への転換等に係る支援）「大規模文理横断転換枠」公募要領（以下「本公募要領」という。）は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う「大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）「大規模文理横断転換枠」（以下「本事業」という。）における公募について定めたものです。

1. 目的・背景

(1) 目的

「大学・高専機能強化支援事業」は、大学又は高等専門学校を設置者に対し、デジタル・グリーン等の成長分野の学部等の設置等に必要な資金に充てるための助成金を交付することにより、全国各地における当該成長分野の学部等の設置等を促進することを目的とした助成事業です。

(2) 背景

大学・高専機能強化支援事業は、教育未来創造会議第一次提言（2022年5月）において、大学及び高等専門学校における成長分野への学部再編等の必要性が指摘されたことを受け、意欲ある大学及び高等専門学校の成長分野への学部再編等の取組を継続的に支援できるよう、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し、令和4年度第2次補正予算で3,002億円を措置し、基金を造成²し、開始したものです。

本事業は、学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等及び高度情報専門人材の確保に向けた機能強化で構成され、2023年度から

¹ 中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野（科学技術・イノベーション基本計画や、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針等の政府全体の戦略・方針等に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であって、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）に定める学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野（これら三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野を含む。）に係るもの。）

² 2022年の第210回国会において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法を改正。

2025年度にかけて、これまで3回公募を行い、計261件³の取組を選定し、選定大学等は全国各地に幅広く分布しています。また、選定された全ての大学の学部再編等が完了する2029年頃には、約2.2万人の理系学部の入学定員が増加し、現在約35%に留まっている大学入学者に占める理系学部入学者割合が約38%まで上昇する見込みです。

我が国における社会背景としては少子化が最も重要な課題です。2025年2月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」は、2024年現在約63万人いる大学進学者数が、2040年には約3割減少し、約46万人になるとの予測を示しています。

我が国の大学の構造について、設立時期から分析をすると、明治期から1959年までに設立された大学は、相対的に学生定員規模が大きく、大都市部に立地し、理工農・保健系の学生比率が比較的低いのに対し、1975年以降に設立された大学は、比較的学生定員規模が小さく、大都市部以外の立地が多く、理工農・保健系の学生比率が比較的高いという特徴があります。

加えて、高校生の7割が普通科で学び、その7割が文系を選択しているため、高校生の半数が普通科文系で学び、大学生の半分が人文・社会科学系の学部に戻っています。

このような人文・社会科学系で学ぶ学生の高校・大学を通じた文理分断構造を脱却し、学生教員比率（ST比）の改善による大学学部における教育の質の抜本的な改善が強く求められているとともに、社会の構造的変化との人材需給のミスマッチも挙げられます。

少子化と同時に高齢化も進むことから、生産年齢人口の減少による様々な分野での労働供給の不足が予測されています。経済産業省「2040年の就業構造推計（改訂版）について」では、2040年には事務職が400万人以上余剰となる一方、AI・ロボット等を利活用する人材が300万人以上不足するとの予測を示しています。また、学歴別に見ても、大学卒、大学院修了の文系学生が余剰となる一方、理系学生が100万人以上不足する、地域の経済や産業の担い手となる工業科の高校生、高等専門学校生も不足するとの予測を示しています。

こうした現在社会における多種多様な課題を解決するためには、初等中等教育から高等教育にかけて若者が自らの特性や関心に応じた必然性ある学びや探究を重ね、自分の特性を活かし尊厳を持って社会生活を送ることができる環境

³ 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等（支援1）153件及び高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援2）108件の合計数。なお、令和8年度公募における選定件数は含まない。

を整えることが必要です。

高校段階においては、2040年に向けて、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を策定するとともに、2025年度補正予算において、「高等学校教育改革促進基金」を約3,000億円規模で創設し、理数教育の充実と文理分断からの脱却など特色・魅力ある普通科高校、専門高校・学科の改革を都道府県が主体となって推進できるよう支援することとしています。

大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中で、大学の構造を転換しなければ、社会が必要とする人材に対する需給ミスマッチが更に拡大することが懸念されます。

高校教育改革と連動し、大学においても一体的な改革を実現し、先に指摘した課題を解決するため、2025年度補正予算において、本事業に200億円の積み増しを行い、既存分と合わせて1,000億円規模で再始動することとします。

具体的には、本事業に新たに「大規模文理横断転換枠」を創設し、

- ① 特に大都市部に立地する私立大学の理工農・デジタル分野への学部等転換の促進
- ② 人文・社会科学系学部の入学定員の縮減による学生教員数比率の改善
- ③ 人文・社会科学系と理数・デジタル分野併修（本公募要領において「ダブルメジャー」という。）

を通じ、大学教育の質の向上の取組を支援することとします。

2. 事業について

(1) 申請対象

上記の目的・背景を踏まえ、本事業については、以下に記載するとおり、特定成長分野に係る私立・公立の大学の学部若しくは学科の設置又は収容定員の増加による学部再編等の計画及び増加する定員数以上の文系学部等（※）の入学定員の減少を伴う計画を対象とします。

（※）定員減を行う学部等の学位分野に理学、工学、農学、獣医学、医学、歯学、薬学、保健衛生学のいずれかが含まれていないこと

また、支援の実施に当たっては、助成期間を連続する以下のフェーズに分類した上で、フェーズ1からフェーズ3まで行う計画を支援する。

【フェーズ1】

・事業計画の選定から設置認可申請又は届出までにおける、学部再編等に向けた検討体制の構築を実施する期間

【フェーズ2】

・設置認可申請又は届出から学部等の開設までにおける、施設設備整備及び土地取得を実施する期間

【フェーズ3】

- ・学部等の開設から当該学部等の完成年度までにおける、自走化戦略の深化に向けた取組等を実施する期間

今回公募の申請対象は、令和10年度以降に学部若しくは学科の設置又は収容定員の増加による学部再編等を実施する計画とします。

(2) 選定件数

申請状況等により大学・高専機能強化支援基金助成金の予算の範囲内で選定を行うこととする。

(3) 助成期間

フェーズ1からフェーズ3までを通じて、原則8年以内

【フェーズ1】

事業計画の選定から設置認可申請又は届出までの期間（1～3年程度）

※設置認可申請後の設置審査が長期化した場合等に限り、当該設置認可申請又は当該届出後もフェーズ1期間がフェーズ2期間と並行しているものとみなし、フェーズ1期間の1年間の延長を2回まで可能とする。ただし、設置認可申請や届出をしていない場合は、この取扱いにはならないので留意すること。

【フェーズ2】

設置認可申請又は届出から学部等の開設までの期間（1年程度）

【フェーズ3】

学部等の開設後から完成年度が終わるまでの期間（4年）

※申請要件を満たす、当該大学の収容定員の総数の増加を伴わない既設の学部等の収容定員増を行う場合も同様の扱いとする。

(4) 助成額等

【フェーズ1】

上限額： 3,000万円（フェーズ1の助成期間における合計額）

※必要性が認められるものに限り、事業計画に基づき、設置認可申請又は届出後においても一部支出を可能とする。

【フェーズ2】

上限額： 40億円（事業計画の対象となる学部等の入学定員増の規模等によって算定）

なお、フェーズ2の助成金の額の算定については、あらかじめ別添1（フェーズ2の助成金の額の算定フロー）の内容に留意すること。

※事業計画に基づき、設置の認可申請若しくは届出前又は学部等の開設後においても一部支出を可能とする。ただし、この場合において学部等の開設を行わないこととなったときは、施設設備整備や建物取得に要した経費、土地取得費は全額返還の対象となる。

※フェーズ2の助成金の額は公募申請時の申請書に基づき算定されるが、入学定員増減数等、算定に必要な数値が確定したときは、フェーズ2の助成金の額の再算定に必要となる数値等を記載した書類の提出を求め、その確定値により助成金の額の再算定を行う。再算定により助成金の額に変更が生じうることに留意すること。

【フェーズ3】

- 自走化戦略の深化に係る経費上限額： 4,000 万円

 - 自走化戦略の深化に係る教員人件費：申請時における新設理系学部等の入学定員数を基に大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第10条の規定に基づく別表第一により算定される基幹教員数に単価を乗じて得られた金額
 - ・開設年度から完成年度まで、新設理系学部等に係る教員人件費を支援。
大学設置基準に規定する基幹教員数分（単価1名あたり1,003万円（一般教員）、1,500万円（実務家教員））を支援。
ただし、ダブルメジャーを導入するなど高度なレベルの文理融合教育を推進する取組（以下「ダブルメジャー取組」という。別添2（ダブルメジャー取組について）参照）の場合、算定に使用する定員規模は2分の1換算とする。
 - ・学年進行に合わせ、毎年度支援員数を逡減
 - ・理系分野においては、
 - 各学問分野における体系的な知識を修得することはもちろんのこと
 - 将来の社会実装等を念頭に、得られた研究成果を社会に還元することも重要であること
- から、企業等と連携した授業科目の開設を円滑に実施できるよう、クロスアポイントメントの活用も含め、実務家教員の登用が重要。このため、設置にあたって必要となる教員数の半数を上限として、実務家教員の支援を実施。
- ・新設学部等の完成年度を待たず、大学院を設置する計画である場合、加算を行う。

●文系学部の教育の質向上に向けた取組に係る経費：申請時における文系学部等の入学定員減数を25で除した数（小数点未満は切り上げ）に単価を乗じて得られた金額

・文系学部等の学生教員数比率を改善し、文系学部の質の向上に資する支援を実施。新設理系学部等開設年度から完成年度まで、文系学部等の入学定員減数に対し、25名に1名の割合で教員人件費相当額（単価1名あたり1,003万円）を支援。

ただし、ダブルメジャー取組の場合、文系学部等の入学定員減を実施しない場合は支援対象外となる。

・学年進行に合わせ、毎年度支援員数を逡減

<本支援を受ける要件>

定員減を行う文系学部において、以下の内容を含めた「教育の質向上総合計画」を策定することを支援要件とする。

○高校段階での理数系科目の履修を出願要件に設定

○大学入学者選抜における理数系科目の設定

○数理・データサイエンス・AI教育の実施計画に加え、少人数PBL教育やアクティブ・ラーニングの実施、それに係る教員のSD実施計画等を含めた文系学部における教育の質向上の取組の策定

・「教育の質向上総合計画」の策定対象は、文系学部等において入学定員減を行う学部等を対象とする。

・複数の学部で入学定員を減ずる場合、原則として入学定員を減ずる全ての学部に計画策定を求める。

・学科単位で入学定員を減ずる場合、当該学科が属する学部全体に計画策定を求める。なお、定員減を行わない文系学部等を含めた計画とすることは妨げない。

・「①高校段階での理数系科目の履修を出願要件に設定」における理数系科目は次のとおり。

・必履修科目である数学Ⅰに加え、数学A及び数学Ⅱ

なお、専門高校や外国の高校（これらに相当する学校を含む）卒業生に対しては特例措置を講ずることができる。

※高等学校学習指導要領改訂後、適切な時期に科目設定については見直しを図る予定。

・「②大学入学者選抜における理数系科目の設定」における理数系科目は次のとおり。

・数学Ⅰ、数学A（必須設定科目）

- ・ 数学、理科、情報から 1 教科選択。各教科の具体的内容は以下のとおり。
 - － 数学（数学Ⅱ、数学 B、数学 C）
 - － 理科（物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎から 2 科目選択、又は物理・化学・生物・地学から 1 科目選択）
 - － 情報（情報Ⅰ）

 - ・ 大学入学共通テスト利用、個別学力試験の別は問わないが、選抜区分を細分化する場合であっても、全ての選抜区分に対し、上記理数系科目の設定を求める。
 - ※ 高等学校学習指導要領改訂後、適切な時期に科目設定については見直しを図る予定。

 - ・ なお、高等学校学習指導要領が改訂され、高校で全面実施される前の 2033 年度末までの間は、「②大学入学者選抜における理数系科目の設定」に代えて、数理・データサイエンス・AI 科目を学ぶ基礎として、大学 1・2 年の間に上記理数系科目に相当する内容に係る科目を開講し、必修かつ卒業要件とする計画を策定することでも支援可とする。
 - ・ 「①高校段階での理数系科目の履修を出願要件に設定」及び「②大学入学者選抜における理数系科目の設定」における理数系科目については、高等学校学習指導要領改訂後、適切な時期に科目設定については見直しを図る予定。
-
- ※ フェーズ 3 の助成金の額は公募申請時の申請書に基づき算定されるが、その後、事業を実施するにあたり、公募申請時の申請書の内容から変更が生じた際は、助成金の額に変更が生じうることに留意すること。なお、助成金の額に変更が生じた際の取扱いについては別途指示する。
 - ※ フェーズ 3 の助成金のうち新設理系学部等における教員人件費及び文系学部の教育の質向上に資する取組については、毎年度支援規模を 4 分の 1 ずつ逡減させる。

（5）留意事項

- ① 本事業の審査に当たり、事業計画に計上している助成金申請予定額の多寡によって優劣が生じることはない。
- ② 本事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額が助成対象経費となる。
- ③ 総助成事業費と助成金の額との差額は自己負担となる（フェーズ 2 については、助成率を勘案して助成金の額を決定する。）。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

私立・公立の大学⁴を対象とします。

② 申請者

申請者は、大学の設置者とし、本事業への申請は、機構の機構長宛に行うこととします。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科等）で申請することはできません。

④ 事業責任者

本事業の実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は設置者又は大学に所属する常勤の役員若しくは教員とします。

(2) 申請可能件数

① 一つの大学を対象として申請者が同時に申請できる事業計画は、毎年度1件までとします。また、先行する事業計画に係る学部等の開設後（フェーズ3の開始年度以降）であれば、次の事業計画を申請することができます。※例えば、令和8年度公募で選定され、学部等の開設を令和10年4月に行う場合、令和10年4月以降の公募時に次の事業計画を申請することができる。

② 過去に「支援1」又は「成長分野転換枠」で選定された計画においても、当該計画がフェーズ2まで進行していない場合は、所定の手続きを行った上で当該計画を基に「大規模文理横断転換枠」へ応募することが可能です。なお、申請の前提として「大規模文理横断転換枠」の申請要件を全て満たすことが必要です。

③ 本事業の支援対象となる組織の基本単位は、学部又は学科単位となります。ただし、複数の学部又は学科の開設・定員増を行う計画については、1件の計画として束ねて申請（以下「束ねた計画」という。）することもできます。なお、複数の学部又は学科の開設・定員増を行う計画についても、「大規模文理横断転換枠」の申請要件を全て満たすことが必要です。※束ねた計画であっても、フェーズ2の助成額は40億円を上限額とします。

⁴ 学校教育法第2条第2項に規定する公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。また、大学には短期大学を含まない。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学の設置者は、本事業に申請できません。

- i) 大学全体として学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 「私立大学等経常費補助金」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助金取扱要領」第 3 条の規定に基づき、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- iv) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- v) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学

(4) 申請要件

以下の要件を満たす大学の設置者に限り、申請することが可能です。

- ① 高等教育の修学支援新制度において、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。）に基づき、財務状況や収容定員充足率が適正であることを含めた要件を満たすことの確認を受けた大学であること。
- ② 十分な学生確保の見通しを備えた計画となっていること。
- ③ 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、自治体や複数の企業等との事前協議も含めた地域との連携を行い、学修目標の具体化、体系的な教育カリキュラムの編成及び大学での学修に必要な資質・能力等を評価する入学者選抜が適切に実施され、そのための体制を構築する計画となっていること。
- ④ 特定成長分野の人材を育成するための戦略、適切な管理・教育体制や教育研究環境の整備を図る計画となっていること。
- ⑤ 計画の対象となる学部等において、実務経験のある教員等による授業科目を配置する計画となっていること。
- ⑥ 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野に係る学部等の設置等に取り組む計画であること。（例えば、総合科学技術・イノベーション会議において検討されている「重要技術領域」等の政府方針との関係性が明確である計画、かつ、各地域における産業

動向や人材需給状況を踏まえ、地域の自治体や産業界等との人材ニーズや構想内容等について事前協議を行う計画であること。)

- ⑦ 学部又は学科の設置による計画である場合は、当該学部又は学科の入学定員が 150 名以上であること。既設の学部又は学科の収容定員の増加による計画である場合は、当該学部又は学科の入学定員が 150 名以上増加する計画であること。また、文系学部の教育の質的向上を図る観点から、新たな学部等の設置等により増加する入学定員数以上の文系学部等（※）の入学定員の減少を伴う計画であること。

（※）定員減を行う学部等の学位分野に理学、工学、農学、獣医学、医学、歯学、薬学、保健衛生学のいずれかが含まれていないこと

ただし、「ダブルメジャー取組」については、以下を満たす計画であること。

- ・ 入学定員 150 名以上の学部等において高度なレベルの文理融合教育を実施する計画であること。
- ・ 当該学部等において高度なレベルの文理融合教育の実施規模以上の入学定員減又は当該入学定員減と同等の学生教員比率の改善を伴う計画であること。
- ・ 「高度なレベルの文理融合教育」は、卒業要件単位 140 単位以上かつ、理学、工学、農学いずれかの学位分野に係る科目について 30 単位以上学修する教育課程を編成する計画であること。
- ・ 養成する人材像や教育課程の変更、これまでとは異なる学位分野の追加を伴う計画であること。

なお、本申請要件において定める入学定員の増減数については、通信教育課程の人数を含めることはできないこととする。「ダブルメジャー取組」についても同様とする。

- ⑧ 特定成長分野に係る学部若しくは学科の設置又は収容定員の増加（学部等の設置等）による組織の変更を伴う学部再編等の計画であること。
- ⑨ 機構による事業計画の選定があった日から 4 年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる学部等の設置等を行うことを目指す計画であること。
- ⑩ 大学の総収容定員充足率（在籍学生数の収容定員に対する割合）について、計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに 80% を満たす計画であること。
- ⑪ 寄附金、研究費等の外部資金の獲得について、フェーズ 3 の助成期間終了時まで、大学全体の外部資金獲得額を申請時点の平均（過去 5 年間に占める各年度の外部資金獲得額のうち最大額及び最小額を除いた残り 3 年分の平均）に、本事業による助成金の額の 2.5% を上乗せした水準以上とする

計画であること。

- ⑫ 計画の対象となる学部等において、地域の自治体や同一都道府県内の事業所等との共同研究等を実施し、フェーズ3の助成期間終了時まで、合計1千万円以上の共同研究費等の受入れを実施する計画であること。
- ⑬ 計画の対象となる学部等において、自大学以外の機関との連携を通じた教育体制の整備と教育の実施及び多様な入学者の確保に向けた取組を行う計画であること。
- ⑭ 選定された大学は、事業計画書に記載した上記の要件を満たす質の高い教育等に向けた計画の具体化に努めるとともに、その進捗報告を行うこと。また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針(令和8年1月30日改定文部科学大臣認可)六(2)②に基づき機構が実施する会議に参加すること。
- ⑮ 文部科学大臣から国際卓越研究大学として認定を受け、支援を受けている大学でないこと。
- ⑯ 事業計画について、構想段階から文部科学省に設置する「成長分野転換支援委員会」(以下「支援委員会」という。)へ助言等を求め、構想の質や実現可能性を高めた計画であること。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

申請書は、本事業に係る事業計画として審査されますので、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書を作成してください。また、事業計画の概要を申請書とともに提出してください。

申請書等の様式は、機構のウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/josei/>) の公募に係るページからダウンロードしてください。

(2) 資金計画

本事業に係る事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な経費を計上してください。

自己負担も含め、助成対象経費(大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則(令和5年4月13日規則第2号。以下「交付規則」という。)別表を参照)のみを申請書に記載することができます。

(3) その他

申請書等の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、政府全体の戦略・方針を踏まえながら、具体的かつ明確に記載してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

本事業の選定のための審査は、機構に設置する「大学・高専機能強化支援事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。

なお、申請要件⑩にあるとおり、「大規模文理横断転換枠」において申請者は、事業計画について、構想段階から文部科学省に設置する支援委員会へ助言等を求め、構想の質や実現可能性を高めた計画とする必要があります。支援委員会については、次のリンク先を参照してください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kinoukyouka/mext_00002.html)

選定委員会は支援委員会と連携するとともに情報提供内容も踏まえ、合議審査により選定の可否を総合的に判断し、選定候補となる大学を決定します。選定委員会は、選定候補となった大学を機構に報告し、機構はこの報告を踏まえ、助成事業の対象となる大学を選定の上、申請者に対し、選定又は不選定の結果を通知します。

具体的な審査方法等については、「大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）審査要項」を参照してください。

(2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、選定委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求め、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制

- ① 全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業計画全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② 事業計画の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況等を客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築する等、適切な体制を整備してください。

(2) フォローアップ

本事業については、フォローアップを実施します。なお、フォローアップの実施に当たっては、以下のとおりとします。

- ① 本事業に選定された大学は、交付規則に基づき、本事業に係る実績報告書

（機構の事業年度終了に伴う実績報告書）を毎年度機構に提出していただきます。

なお、併せて、機構は当該大学に対して本事業の進捗状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができることとします。

- ② 機構は、原則として、毎年度1回「大学等の理系転換・拡充による人材育成機能強化会議」を開催し、選定された大学による意見交換や情報交換の機会を設け、当該大学の相互の連携等の促進を図ることとします。本事業に選定された大学は、当該会議に参加していただきます。
- ③ 本事業に選定された大学は、助成期間中、文部科学大臣宛に行う設置認可申請又は届出に係る申請・届出書類のうち、機構の指定するものについて、その写しを遅滞なく機構に提出することとします。
- ④ 機構において、本事業に選定された大学における取組の実施状況等をウェブサイト上で公表します。また、機構において、各大学における取組の効果を測定し、その結果を併せて公表します。
- ⑤ 本事業に選定された大学は、支援委員会に対し、伴走支援を求めることが可能です。

7. 申請書等の提出

(1) 公募スケジュール及び提出先について

【公募スケジュール】

スケジュールは下記のとおりです。なお、申請数の状況等により、審査等以降のスケジュールは変更があり得ます。

- ・公募説明動画は令和8年4月頃に機構のウェブサイトに掲載予定です。
- ・選定結果は全ての申請者に対して通知します。なお、通知後、文部科学省及び機構のウェブサイトにて選定校の一覧を公表する予定です。

開設時期	令和10年度以降
認可申請・届出の時期	本事業に選定された後に認可申請・届出を行うもの
開始フェーズ	フェーズ1
公募開始日	令和8年3月27日（金）
公募締切日	令和8年5月29日（金） 17時
審査等	令和8年6月～8月
選定結果通知 ・交付内定	令和8年8月下旬
交付決定	令和8年9月頃

【提出先】 機構の指定するクラウドサイト

【提出方法】 電子媒体 ※紙媒体での提出は不要です。

なお、提出用 URL については、別途機構より案内しますので、機構ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/josei/>) の公募に係るページに掲載している事前連絡フォームに必要事項をご入力の上、ご連絡ください。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。なお、記載事項に不明な点があれば機構から問い合わせする場合があります。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学等について、一定期間、本事業への参画を制限します。
- ③ 選定された大学の設置者に対しては、別途、助成金交付手続に関する連絡をします。
- ④ 申請書類は、機構において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。情報公開窓口／個人情報保護窓口については機構ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/disclosure/#two>) を参照してください。
- ⑤ 今回の申請に関する問合せ等については、受付期間を定めウェブサイト等を通じて受け付けます。なお、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続等に係る質問等は除く。）は受け付けることができません。

8. 助成金の交付等

(1) 助成金の交付

- ① 選定された事業計画において、助成金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学・高専成長分野転換支援基金助成金により、機構から経費措置を行うこととしています。本事業は、助成期間における事業計画に対して一括で交付決定を行うことを基本とします。また、本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添 3 に示すものとします。
- ② 毎年度、交付規則に基づき、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、機構に提出してください。なお、提出された書類におい

て、事業の実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、機構は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 助成金の執行に関する留意事項

助成金の交付を受けた場合、学長、事業責任者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 助成金の執行及び管理

本助成金の財源は国費であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 助成金の執行に係る事務

助成金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、助成期間中の全ての書類について、助成期間終了年度の翌年度から5年間保存してください）。

なお、施設整備や土地取得を行った場合や設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金に基づき整備等されたものであることを踏まえ、助成期間中のみならず、助成期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 助成金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付規則及び「大学教育再生戦略推進費における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に準じて、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった場合、それに係る助成金について、機構は選定された大学に対して事実確認の上、その交付決定の一部又は全部の取消し等を行い

助成金の返還を求めます。

② 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

③ 新たに公募する事業選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する本事業を選定する際に参考として活用することがあります。

(4) 申請要件等の未達等について

選定時には申請要件で示した計画を満たすことが必須となりますが、選定後に申請要件の未達等となる状況が生じた場合（例えば、設置認可申請を行ったが認可されなかった場合や、国際卓越研究大学として認定され助成が開始された場合等）の取扱いは、「大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A」の「本事業に選定された後に、申請要件の未達等となる状況が生じた場合、どのような手続が必要となりますか。」をご参照ください。

本事業の助成期間中に文系学部等の定員減を達成できないこととなった場合、フェーズ2及びフェーズ3の助成金は全額返還となりますのでご注意ください。なお、文系学部の教育の質向上に向けた取組に係る経費に関して、「教育の質向上総合計画」を策定することが求められていることから、毎年度のフォローアップにおいて実施状況を確認することとし、計画どおり進捗していない場合は、文系学部の質向上支援を打ち切ることとします。

9. その他

(1) 助成事業の公表等

助成事業の対象となる大学の選定後に、申請状況や選定状況とともに、選定された大学が申請時に提出した事業計画の概要等についても公表する予定です。

本事業の広報活動に際して、選定された大学に対して協力を求めます。

なお、本事業による助成期間終了後も、各大学は本事業の成果を活用した大学運営を引き続き行っていただくとともに、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイト等にて公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供いただくこととします。

10. 問合せ先

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構助成事業部助成課

問合せ用フォーム <https://forms.office.com/r/ELGvLQj4iK>

(別添 1 : フェーズ 2 の助成金の額の算定フロー)

●助成金の額の算定

(1) 事業費上限額基準の算定

まずは、計画における学部又は学科の入学定員増数を基に、事業費上限額基準目安を算定します。

- ① 施設設備の支援額算定にあたっては、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」において規定する「標準設置経費」の考え方を準用し、分野、入学定員数に応じて算定します。なお、ダブルメジャー取組の場合、算定に使用する定員規模は2分の1換算とします。
- ② 土地取得費については、以下の算定式で算定します。なお、算定される金額の範囲内であれば、土地借料として支出することも可能です。また、ダブルメジャー取組の場合、算定に使用する定員規模は2分の1換算とします。
算定式：理系学部等の収容定員増数×10 m²×土地取得に係る支援単価（支援単価は、国土交通省が公表する地価公示に係る全国平均価格を使用（令和7年度地価公示：275,700 円/m²）

$$\text{① 事業費上限額基準目安} = \text{施設設備費} + \text{土地取得費}$$

次に、この①に引上げの観点を加味し、事業費上限額基準を算定します。

$$\text{②事業費上限額基準} = \text{①} + \text{①} \times \text{引上げ観点該当数} \times 5\%$$

【事業費上限額基準の引上げ観点】

- a. 大学において授与実績を有しない学位分野に係る認可事項である
- b. 計画に伴う収容定員増数と収容定員減数の合計が、総収容定員の20%以上である
- c. 選定された日から当該学部又は学科の設置に係る認可日又は届出受理日（既設の学部又は学科の収容定員の増加による計画にあっても同様）を含む年度の末日までの期間において、大学全体の共同研究費等の受入額について、少なくとも5件は、単年度・1千万円以上の受入実績があること。
- d. 選定された日から当該学部又は学科の設置に係る認可日又は届出受理日（既設の学部又は学科の収容定員の増加による計画にあっても同様）を含む年度の末日までの期間において、大学全体の寄附講座・寄附研究部門等における寄附金等について毎年度2億円以上の受入実績があること。

(2) 助成金の額の算定

公募時の申請内容を基に、事業費上限額基準(②)の範囲内で計画に係る事業費を特定します(②の額と助成対象経費を比較し、低い方が特定された事業費となります。)

その特定された事業費に助成率 3/4 (③) を乗じることにより、助成金の額を算定します。

$\text{助成金の額} = \text{②の範囲内で特定された事業費} \times \text{③}$
--

その上で、申請書のフェーズ2における助成金申請額と上記を比較し、低い方を助成金の額とします。

(別添2：ダブルメジャー取組について)

●ダブルメジャーの申請要件

- ・人材養成目的や教育課程の変更が生じること、これまでとは異なる学位分野が追加されることが想定されるため、
 - ①ダブルメジャーの実施にあたり、大学において授与してしない学位分野が追加される場合は認可申請
 - ②ダブルメジャーの実施にあたり、学部・学科の設置を行い、かつ大学において授与している学位分野の場合は設置の届出
 - ③ダブルメジャーの実施にあたり、学部・学科の設置を行わずコース等を設置し、かつ大学において授与している学位分野の場合は学則上、実施規模等を明示のいずれかを行うこと。
- ・1つのメジャー科目群において、理学、工学、農学いずれかの学位分野に係る科目について30単位以上を修得すること。また、卒業要件単位数が140単位以上であること。(CAP制を採用し、その上限を適切に設定するなど、単位の過剰登録を防ぐための取組も合わせて実施すること。)

例：法学部法学科において情報科学とのダブルメジャーを実施する場合
法学に係る修得単位数30単位以上、情報科学に係る修得単位数30単位以上、かつ卒業要件単位数が140単位以上であることが必要。

- ・入学定員150名以上のダブルメジャーを実施する学部等を設置すること。あわせて当該学部等においてダブルメジャーの実施規模以上の入学定員減を伴う計画であること。
- ・なお、ダブルメジャーについては、文系学部等の学生教員比率の改善の観点から、当該学部等においてダブルメジャーの実施規模以上の入学定員減に代えて、教員数増による教育の質向上も可とする。

※具体的には、次の対応が想定される。

入学定員150名のダブルメジャーコースを設置する場合

- ①ダブルメジャーを導入する学部等の入学定員を150名減とする
 - ②入学定員の減は行わず、入学定員150名減に相当するST比改善を実施できるように、教員数増で対応する
 - ③入学定員減と教員数増の両方で対応する
- ・申請段階で具体的な削減学部等及び削減規模を明示すること。(フェーズ1期間中に変更可。)

(別添3：経費の使途可能範囲)

本事業の助成対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです（大学・高専成長分野転換支援基金助成金取扱要領（以下「取扱要領」という。）も併せて確認してください。）。本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、助成期間終了後も取組が継続できるよう、助成期間における適切な規模の所要経費を算出してください。交付内定前に契約を締結した案件に係る経費については、助成の対象となりません。

全ての経費において、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。経費は、交付規則及び取扱要領等に従って適切に管理してください。

なお、設備、備品、消耗品の区別については、助成事業者の会計規程等に基づき行ってください。

【物品費】

① 「施設設備整備費・建物取得費」

事業を遂行するために直接必要な施設の**新築、増築、改築又は改修工事若しくは建物取得に要する経費及び附帯工事費や必要な設備の購入、製造、据付等の経費**に使用できます。例えば、学部増設のための**教室等の新築の工事費用や遠隔教育のための情報設備の購入及び据付に係る経費**が挙げられます。

② 「土地取得費」

事業を遂行するために直接必要かつ日常的に教育研究の用に使用する新規の**土地購入の経費**に使用できます。例えば、学部増設のための**教室等の新築にあたって必要となる校地の購入**が挙げられます。

なお、土地所有者の特段の事情等により購入できないが賃貸借が可能で、教育研究の遂行に支障のない**長期的な契約が締結できる場合には借料**としても使用することができます。

③ 「備品費」

事業を遂行するために直接必要な**備品の購入**に使用できます。例えば、**パソコンやプリンター等の情報機器の購入及び据付に係る経費**が挙げられます。

④ 「消耗品費」

事業を遂行するために**真に必要な経費**に使用できます。例えば、**図書・書籍（学生の教科書等、学生が負担すべき費用については、助成の対象となりません。）、事務用品等**が挙げられます。

【人件費・謝金】

① 「人件費」

事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。教員人件費（授業や講義を補佐する補助者等も含む。）にも使用することができます。なお、人件費の算定に当たっては、助成事業者の給与規程等に従ってください。

② 「謝金」

事業を遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。なお、謝金の算定は、助成事業者の謝金規程等に従ってください。

【旅費】

事業を遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招へい旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、助成事業者の旅費規程等に従ってください。

【その他】

① 「委託・外注費」

事業を遂行するために真に必要な外注に係る経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として本事業で購入した設備、備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うもの。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑤「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

② 「印刷製本費」

事業を遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③ 「会議費」

事業を遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料等が挙げられます。なお、事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等

経費等)には使用することはできません。

④「借料及び損料」

事業を遂行するために真に必要な、施設設備整備に比して経済的観点から低廉な場合に限定してリース等に要する経費に使用できます。

⑤「その他(諸経費)」

上記の各項目以外に、事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料(ソフトウェアのライセンス使用料等)、委託費等に使用できます。

また、他の大学等の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、事業の遂行に直接関係のない経費(事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等)には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。委託費について、事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託(委任契約によるものに限る。)することができます。